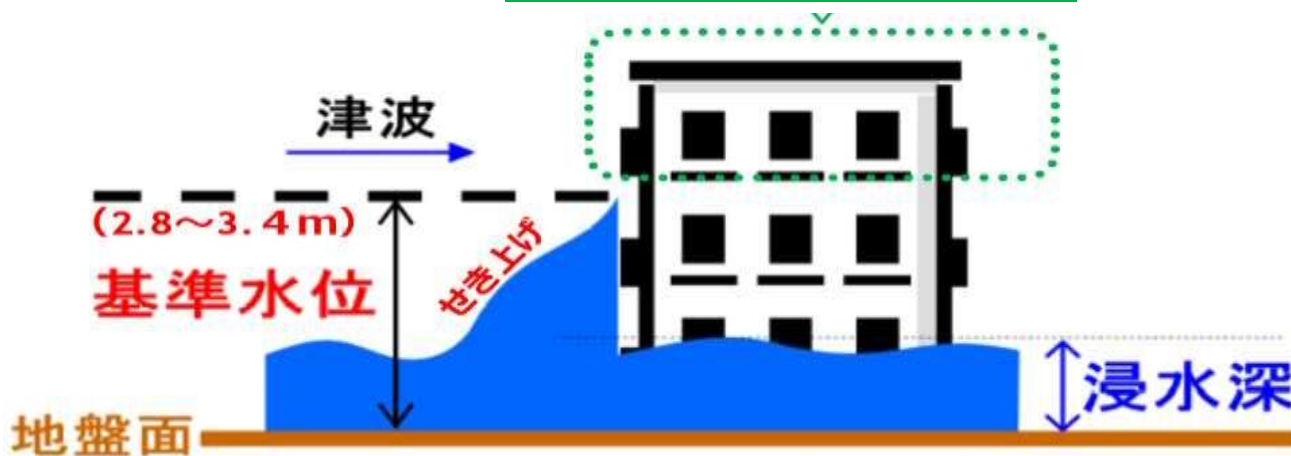


1. 基準水位の概略

基準水位とは、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となる水位です。具体的には、津波の浸水深に、津波が建物等に衝突した際の水位の上昇（せき上げ）を加えた水位であり、地盤面からの高さ（水深）で示されます。津波から避難する上で、津波避難場所や津波避難施設等において、避難者を収容する避難床等に必要の高さ（避難レベル）を明確化するための目安（基準）となる水位です。

なお、都道府県知事は、津波災害警戒区域の指定をするときは、当該指定の区域及び基準水位を公示しなければならないことが、法第53条第4項に規定されています。

避難場所に必要の高さが明確化



(イメージ図 ※神奈川県提供資料から引用)

2. 基本構想と取組の方向性

(1) 基本構想の策定に向けた経過と考え方

令和3年3月に、神奈川県から、本市における最大クラスの津波も想定した津波高と基準水位が公表されました。このデータによりますと、津波高は藤沢海岸（片瀬西浜海岸）で標高8.8m、本施設の計画地では、避難上有効な高さを表す基準水位は、標高5.6m（地盤高3.4m）と示されています。市ではこの最大基準水位に加えて、漂流物の衝突等による影響を考慮し、更に3.6mの緩衝空間を設け、屋上避難床を標高9.4m（地盤高7.05m）の高さとしました。なお、この高さは、想定する避難者全員（約730人）が退避できるぎりぎりの高さで計画しています。更に、基準水位を超える標高約6.4m（地盤高4.05m）の中間階には、日除け・風雨除けや、簡易トイレを含む備蓄並びに要配慮者スペース等に寄与する部屋を設け、階段及びスロープ共に、敷地の道路沿いに配置するなど地元町内会等からの意見等を一定反映させた内容としました。

(2) 取組の方向性

本市としては、片瀬海岸3丁目の中で津波からの避難が著しく困難な状況にある地域住民約730人（令和2年国勢調査結果から集計）に係る避難先の確保と不安解消を図るため、今後も、地元住民に適切かつ丁寧な説明を行うとともに、基本構想を踏まえた上で、本施設の早期完成に向けた取組を適宜進めていきます。